

平成 23 年 2 月

受益者の皆様へ

T&D アセットマネジメント株式会社

「T & D 欧州金融株 1007」信託終了(繰上償還)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「T & D 欧州金融株 1007」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、基準価額(支払済みの分配金累計額^(注)は加算しません。)が一定水準(12,000 円)以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本としています。

(注)当ファンドの分配実績はありません。

平成 23 年 2 月 16 日の基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となったことから、保有株式等の売却を行ない、安定運用への切り替えが完了しましたので、信託約款の規定に基づき信託終了日を繰上げ、下記の通り信託を終了いたしますので、お知らせいたします。

敬具

< 記 >

信託の終了(投資信託契約の解約)の理由

基準価額水準が運用の基本方針に定める一定水準以上となり、安定運用に切り替えましたので、受託者と合意の上、当ファンドの投資信託約款第 42 条第 2 項の規定に基づきまして、信託を終了(投資信託契約を解約)するものです。

なお、信託の終了日(繰上償還日)は以下の通りとさせていただきます。

信託の終了(投資信託契約の解約)の年月日

信託の終了日(繰上償還日):平成 23 年 3 月 9 日(水)

なお、償還金は、平成 23 年 3 月 10 日(木)(予定)より、野村證券の本支店等でお支払いいたします。

以上

上記の一定水準(12,000 円)は、安定運用に切り替えるための価額水準です。また、株式等売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクトおよび安定資産に切り替わるまでの株式の価格変動の影響等を受けるため、基準価額が 12,000 円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の基準価額および償還価額が 12,000 円以上であることを保証するものではありません。